

令04原機(科臨)013  
令和4年10月27日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 小口 正範  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設  
〔STACY(定常臨界実験装置)施設〕に係る  
使用前検査申請書記載事項の変更届

〔実験棟Aの耐震改修〕  
〔STACYの更新(棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等)〕

平成30年7月31日付け30原機(科臨)010をもって申請(平成30年11月30日付け30原機(科臨)016、平成31年4月4日付け31原機(科臨)002、令和元年12月25日付け令01原機(科臨)017、令和2年1月27日付け令01原機(科臨)020、令和2年4月17日付け令02原機(科臨)002、令和3年3月26日付け令02原機(科臨)027及び令和4年4月21日付け令04原機(科臨)005で変更)した使用前検査申請書の記載事項の一部を以下のとおり変更したので、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)附則第7条第1項の規定により、改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第2項の規定に基づき届け出ます。

## 記

### 1. 変更の内容

- 1) 申請書記載事項第7号「申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期」の記載を次のとおり変更する。

#### 変更前

7. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期  
令和4年10月31日

#### 変更後

7. 申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期  
未定\*

※STACY（定常臨界実験装置）施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

- 2) 申請書記載事項第3号「工事工程表」の別紙—1及び申請書記載事項第4号「検査を受けようとする事項、期日及び場所」の別紙—2の記載を次のとおり変更する。



○別紙—2について

別紙—2（その2）

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 1912231 号	認可 年月日	令和元年12月23日	認可申請 番号	31原機(科臨)006
検査申請 番号	令 01 原機 (科臨) 020	検査申請 年月日	令和2年1月27日	変更 年月日	令和3年3月26日
工事名	S T A C Y の更新 (棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等)				
検査対象名		検査項目	期 日	場 所	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備 棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器		材料検査 寸法検査 外観検査 据付検査 未臨界性確認検査	令和2年 4月 ～ 令和4年 10月31日	富士電機株式会社 川崎工場  国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 放射線監視設備 作業環境モニタリング設備 (ガンマ線エリアモニタのうち ち実験棟 A 取付箇所のもの)		外観検査	令和2年 12月 ～ 令和4年 10月31日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
その他試験研究用等原子炉の 附属施設 その他の主要な事項 その他 ・消火設備 ・安全避難通路等 ・通信連絡設備		外観検査 作動検査	令和2年 3月 ～ 令和4年 10月31日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	

この他、設計変更又は追加要求が生じた構築物等（工事を伴わない構築物、系統及び機器を含む。）について、「試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則」（平成25年原子力規制委員会規則第23号）※との適合性確認結果の検査を行う。

※原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）附則第7条第1項の規定に基づき、なお従前の例による。

変更後

○別紙—1 について

別紙—1 (その2)

工 事 工 程 表  
(STACYの更新(棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等))

設 備	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年			
	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10
1. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 (1) 核燃料物質貯蔵設備 ロ. 棒状燃料貯蔵設備Ⅱ a. 棒状燃料収納容器																※
2. その他試験研究用等 原子炉の附属施設 (3) その他の主要な事項 ロ. その他 j. 安全避難通路等																

※ STACY (定常臨界実験装置) 施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

○別紙—2について

別紙—2（その2）

検査を受けようとする事項、期日及び場所

事 項					
認可 番号	原規規発第 1912231 号	認可 年月日	令和元年12月23日	認可申請 番号	31 原機(科臨)006
検査申請 番号	令 01 原機 (科臨) 020	検査申請 年月日	令和2年1月27日	変更 年月日	令和4年10月27日
工事名	S T A C Y の更新 (棒状燃料貯蔵設備Ⅱの製作等)				
検査対象名		検査項目	期 日	場 所	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 核燃料物質貯蔵設備 棒状燃料貯蔵設備Ⅱ 棒状燃料収納容器		材料検査 寸法検査 外観検査 据付検査 未臨界性確認検査	令和2年 4月 ～ 未定※ <sup>1</sup>	富士電機株式会社 川崎工場  国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
放射線管理施設 屋内管理用の主要な設備 放射線監視設備 作業環境モニタリング設備 (ガンマ線エリアモニタのうち 実験棟 A 取付箇所のもの)		外観検査	令和2年 12月 ～ 令和4年 10月31日	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	
その他試験研究用等原子炉の 附属施設 その他の主要な事項 その他 ・消火設備 ・安全避難通路等 ・通信連絡設備		外観検査 作動検査	令和2年 3月 ～ 未定※ <sup>1</sup>	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	

この他、設計変更又は追加要求が生じた構築物等（工事を伴わない構築物、系統及び機器を含む。）について、「試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則」（平成 25 年原子力規制委員会規則第 23 号）※<sup>2</sup>との適合性確認結果の検査を行う。

※1 S T A C Y（定常臨界実験装置）施設の機器製作に係る受注企業の不適合管理の進捗状況を踏まえ、工程が確定次第変更する。

※2 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、なお従前の例による。

## 2. 変更の理由

試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期及び検査を受けようとする期日について、STACY（定常臨界実験装置）施設の機器製作に係る受注企業の不適合事象が発生し、その処置により工程変更が必要になったため。

以上